

ロシア知的財産ニュースレター

2023 年度第 1 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。

第 1 章

出来事

3 月

商標登録に関する省令が改正される（2023 年 3 月 1 日経済発展省令第 134 号）

商標出願書類の作成、提出および審査に関する規則ならびに商標出願書類の要件が改正され、商標登録の際に使用する各種書類（出願、クレーム）の新様式が承認された。

本改正は、2022 年 5 月 28 日法律第 143-Φ3 号および 2022 年 6 月 28 日法律第 193-Φ3 号による民法改正を考慮に入れたものである。第一に、商品の地理的表示および原産地呼称または類似の呼称を含む商標の保護に関するアプローチを変更し、第二に、個人事業主として登録を受けていない個人の名義による商標登録に対する規制を撤廃した。

ロシア連邦知的財産・特許・商標庁（Rospatent）、2022 年の活動成果を公表

2022 年、Rospatent は約 27,000 件の発明出願を受理した。うち 70% がロシアの出願人によるものであった。ソフトウェアの登録が 3 年連続で 20% 増加し、商標登録の事業活動は 2 年で 19% 増加した。

知的財産に関する全出願の 78% 超が電子出願によるものであった。

2022 年の Rospatent の活動に関する報告書（[全文](#)、[概要](#)）が公表された。

連邦産業財産権機関（FIPS）、ロシア連邦で国内段階に入った国際発明および実用新案出願の一覧をウェブサイトに掲載

出願がロシア連邦で国内段階に入った後、国際出願・実用新案出願に関する情報は、FIPS のウェブサイトに掲載される。この段階において、出願に関する情報は書誌データの範囲に含まれる。書誌データとは、出願番号、出願日、PCT 出願番号および出願日、PCT 公開番号および公開日、国内段階にある国際出願の審査開始日、出願人、発明・実用新案の名称を指す。

[このような国際出願に関するデータを含む Excel ファイル](#)（2023 年 1 月 1 日以降の累計）は、FIPS のウェブサイトに掲載されており、データの検索が可能である。

当該情報の公表は、外国の出願人が主張する発明または実用新案の特許性について、利害関係者が意見を述べる機会となる。

Rospatent の出願受理件数、2022 年と比べて増加

Rospatent によれば、2023 年 1 月～2 月にかけて出願件数が増え、前年同期比で発明登録数は 6% 増、工業的意匠は 14% 超の増加となった。

ロシア人による出願件数の増加により、独自の技術的ソリューションに対する権利登録分野でプラスの傾向が生じていることが指摘されている。

さらに、専門家が指摘するように、医療、バイオテクノロジー、自動車製造、冶金の分野でのロシア人による出願件数が増加している。

ソフトウェアの出願件数も増加した（36.5%増）。Rospatent は、この2年間、同分野でのプラスの傾向に注目している。

地理的表示、知的財産主題の税関登録簿への登録が可能に

2023年3月6日、ロシア連邦の税関規則に関する法律の改正が施行された。

本改正により、ロシアで保護されている地理的表示は、権利者の要請により、知的財産に関する税関登録簿（TROIS 登録簿）に記載することが可能となる。登録簿への記載は、通関のために提出された商品に関し、税関当局が知的財産を保護するための特別措置を講じる根拠となる。法改正前は、このような手続きの対象は、著作権および著作隣接権、商標、商品の原産地呼称の主題に限定されていた。

登録簿に記載された地理的表示を含む通関手続きに付された商品に関して、税関当局は当該商品の通関許可を停止し、偽造の疑いがある受取商品について権利者に通知する。権利者は自身の権利を保護するための措置を講じることができる。

憲法裁判所、政府に対し職務発明報奨金支給規則の改正を命令（2023年3月24日判決第10-II号）

憲法裁判所は、Gidrobur-Service 有限会社の訴えの論拠を検討する中で、民法第1370条第4項および政府によって承認された職務発明、職務実用新案および職務工業的意匠の報奨金支給規則第3項が憲法に整合しているか否かを確認した。

憲法裁判所は、上記の規定は憲法に矛盾するものではないと認定したが、報奨金の支給に関する紛争を検討する際、以下の場合、裁判所は、政府規則によって規定された特許法の従業者発明の使用について、従業者に対する報奨金額を減額することができると指摘した。

- 使用者が当該発明の主題を利用していない（十分に利用していない）。
- 不測の事態またはその他の正当な理由により、当該発明の主題の利用による使用者の利益が期待できない。

憲法裁判所は同時に、政府によって承認された規則の第3項は、従業者による知的活動の成果を共同で創造した者について、その者の平均給与額に基づいて支給を算定すると、公正性や比例性の原則に明らかに反すると考えられるような場合であっても、得られた成果に対するその者の個人的貢献を考慮して報奨金額を決定することを認めていない点で、憲法と整合していないと認定した。

憲法裁判所は政府に対し、当該規則に所要の改正を行うよう命じた。

4月

ノボシビルスクの大学、Rospatent から発明の特許性の予備的評価について認定を受ける

2023年4月10日、Rospatent は、ノボシビルスク国立工科大学（NSTU）が Rospatent の6番目の認定機関となり、出願人の要請により、Rospatent に提出された発明および実用新案出願の予備的情報調査および特許性の予備的評価を行うことができるようになったと発表した。

知的財産に対する地域税制優遇措置に関する法律が採択（2023年4月28日連邦法第166-Φ3号）

政府の主導により、ロシア連邦の構成主体が知的財産の処分から生じる法人所得に対する税制優遇措置を設ける可能性を拡大する法律が採択された。税の地方分の税率は 0% から 17% の間で設定することができる。

優遇措置が適用される知的活動の成果には以下が含まれる。

- ロシア農業省の特許で認証された選択発明（植物品種および動物品種）

- Rospatent に登録されたコンピュータプログラム、データベース、集積回路トポグラフィ

- Rospatent もしくは国際専門機関（これらの特許がロシアで有効である場合）または外国の国家（地域）特許庁が発行した特許を受けた発明、実用新案、工業的意匠。なお、特許庁の一覧は政府が決定する。

当該優遇措置の効果が適用されるのは、これらの知的財産主題を所有するロシアの組織に限られる。

Rospatent、企業の特許活動の拡大を報告

2023 年第 1 四半期、Rospatent が受理した発明出願の総数は 11% 増加した。また、Rospatent が受理した商標登録出願件数は 2 万 9 千件弱で、昨年より 20% 近く増加した。

発明登録に関する新規則が採択される (2023 年 2 月 21 日経済発展省令第 107 号)

4 月 29 日、2023 年 2 月 21 日経済発展省令第 107 号が施行され、特許出願書類の要件、発明登録書類の作成・提出・審査に関する新規則、各種出願書・申請書の新様式が承認された。

出願における発明の単一性の要件の遵守に関する要件（民法第 1376 条第 1 項）についての規定が大幅に改正された。法律上、要件自体に変更はないものの、当該要件への遵守を立証するためのアプローチが変更され、特

許協力条約（PCT）やユーラシア特許条約で用いられるアプローチに近くなった。すなわち、1 つの出願で請求された発明同士の間には、1 つ以上の同一または対応する発明の特別な技術的特徴によって表される技術的關係がなければならない、ということである。要件では同時に、同一または異なる種類の発明の主題に関する独立請求項の許容される組み合わせについて規定されている。

同規則はまた、Rospatent の認定を受けたロシアの科学・教育機関を、発明の特許出願に関する予備的情報調査および特許性の予備評価に関与させ、当該業務の結果を考慮する手順も定めている。新規則により、出願人は、自らの意思により、特許出願に基づく書類の写しを Rospatent の認定を受けたロシアの科学・教育機関に送付するよう Rospatent に要請する権利を有する。

同規則は、出願書類における発明の本質の開示の十分性を検証するアプローチを明確化している。

出願書類に関する要件について、WIPO 標準 ST.26 に従ったヌクレオチド配列および（または）アミノ酸配列の一覧の提示可能性に関する規定により補足を行った。

連邦院議長の下で知的財産評議会の会合が開催される

2023 年 4 月 24 日、連邦院議長が、同議長直属の知的財産評議会を開催した。参加者は、知的財産主題の権利保護、ロシアの知的財産制度改善のための知的財産裁判所および経済界の代表による提案といった、時事的な問題について議論した。

同会議には、Rospatent の Yuri Zubov 長官、モルドヴィア共和国の Artem Zduinov 首長、知的財産裁判所の Lyudmila Novosyolova 所長、ロシア大統領付随ロシア起業家権利保護全権代表の著作権・特許法・知的財産オンブズ

マンの Alexey Ryabinin 氏、ロシア産業家起業家連盟の Alexander Shokhin 会長、ロシアの連邦院議員、連邦政府当局の代表者、最大の国営企業の代表者、科学者・専門家コミュニティが出席した。（詳細は第2章を参照されたい）

5月

ロシア、原産地名称及び地理的表示に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定に加盟

2023年5月11日、Rospatent の Victoria Galkovskaya 副長官は、世界知的所有権機関 (WIPO) の Wang Binying 事務局次長に対し、ロシア連邦による原産地名称及び地理的表示に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定への加盟書を寄託した。式典は、スイス・ジュネーブの WIPO 本部で行われた。

Galkovskaya 副長官は式典で、「ロシア連邦は、特許協力条約、商標の国際登録に関するマドリッド制度、工業意匠の国際登録に関するハーグ制度に積極的に参加している。リスボン制度への加盟により、ロシア連邦は WIPO が管理するすべての国際登録制度の加盟国となる」と述べた。

Rospatent、世界的流行中に新型コロナウイルス感染症対策のため 700 件超の開発特許を付与

2023年5月12日、新型コロナウイルス感染症ワクチンの最初の特許付与から3年を迎えた。ロシア特許第2720614号は、N.F.ガマレヤ記念国立疫学・微生物学研究センターの開発者に付与された。

世界的流行中、ロシアではコロナウイルス対策のための開発品に722件の特許が付与された。そのうち、ワクチンに関する特許が35件、ウイルス感染症およびその合併症の抗ウイルス療法に関する特許が112件、診断検査システムおよび診断方法に関する特許が145

件、消毒技術に関する特許が229件、個人防護具に関する特許が103件登録されている。

世界的流行中、Rospatent は、ウイルスおよび併発症と闘う技術分野における発明および実用新案について、計1,198件の出願を受理した。

新型コロナウイルス感染症との闘いにおいてロシアが主導的かつ革新的な役割を果たしたことは、[2022年の報告書](#)（「パテント・ランドスケープ・レポート：新型コロナウイルス感染症関連ワクチンおよび治療法」）でも確認されている。WIPOによれば、ワクチン特許付与件数でロシアが出願国トップ5に入った。中国、米国、英国、インドも同指標で世界のリーダーとして認められた。

治療法の分野では、WIPO はロシア、中国、米国、インド、韓国を主要なリーダーとして認めた。同時に WIPO は、米国とロシアの特許庁のみが、新型コロナウイルス感染症対策特許の付与手続きを大幅に加速した（それぞれ70%と58%）と指摘した。一方、中国と日本はこのような特許の付与に要する期間を半減させた。

WIPO はまた、ロシア、中国、米国、韓国、英国、インド、ドイツが新型コロナウイルス感染症ワクチン特許データの95%超を占めていると評価した。特許付与と臨床試験における各国の貢献を比較すると、特許分野では中国、ロシア、米国が優勢であることが留意される。

Rospatent の Yuri Zubov 長官は、「ロシアでは、世界的流行が始まって以来、革新的技術の実用化を加速させるため、かつてないほどの政府支援が行われてきた。例えば2020年4月、Rospatent は、ウイルスおよび併発症と闘う技術分野の開発品に関する出願を優先的に審査する手続きを導入した。出願の実体審査手続きに基づく最初の措置が講じられ

るまでの平均期間は 28 日であった」と述べた。

Rospatent・アルメニア知的財産庁、協力を強化

知的財産の法的保護およびエンフォースメントに関する国家間協議会第 13 回会合が開催中の 5 月 16 日、モスクワで Rospatent の *Yuri Zubov* 長官とアルメニア共和国知的財産庁の *Christine Ambaryan* 長官が会談した。

両庁の長官は、国家知的財産権制度の発展における主要動向、情報交流の機会、二国間協力の有望な分野について議論した。

Zubov 長官は、「アルメニア知的財産庁は、Rospatent の重要な地域パートナーである。両国は WTO に加盟しており、同時に WIPO の 20 件の国際条約の締約国であり、あらゆるユーラシア統合プラットフォームで協力している。二国間でも協力を深めることが重要である。我々は、デジタル・サービスの実装における経験を共有し、両国の個人や組織の開発品の保護・商用化の分野を共同で発展させる用意がある」と述べた。

Ambaryan 長官は、「アルメニア知的財産庁では、電子サービスの活用が進んでいる。さまざまな知的財産主題の出願について、電子出願システムや電子文書管理システムを活用している。庁の業務に先端技術を導入するための Rospatent との共同業務により、専門家の人件費の削減、特許庁と出願人との間のコミュニケーションの利便性向上のみならず、将来的には部門情報システムの接続が可能になるだろう。我々は、知的財産権分野のこうした側面に関する経験を共有し、共同イベントを開催する用意がある」と提案した。

Rospatent、イスラム世界諸国と知的財産分野での協力関係を発展させる

2023 年 5 月 18 日から 19 日にかけて、カザンでは第 14 回国際経済フォーラム「ロシア—イスラム世界：カザンフォーラム」が開催された。

フォーラムの枠組みの中で、Rospatent は、イスラム協力機構（OIC）ロシア政府代表部および OIC 科学・技術協力常任委員会（COMSTECH）とともに、科学・技術・知的財産分野におけるロシアと OIC 諸国との関係発展の見通しに関する特別会合を開催した。

FIPS の *Oleg Neretin* 長官が会合の司会を務めた。会議の参加者は、デジタル化の発展、地域ブランドの制度、地域知財制度、OIC 諸国のニーズ、協力深化の機会について議論した。

Rospatent の *Andrey Solonovich* 副長官は、ロシアは科学・技術・イノベーションの分野で大きな能力を蓄積しており、国家知財制度は国際的義務を厳格に遵守する形で効果的に機能し続けているため、出願人の利益を厳格に保証することが可能になっていると強調した。

イノベーションと応用研究の分野におけるイスラム諸国による積極的な開発と、国内、地域、国際レベルでの知的財産分野への関心が指摘された。

Solonovich 副長官は、「国内、地域、グローバルな知的財産システムの発展において蓄積された豊富な経験と、世界知的所有権機関（WIPO）が管理する知的財産主題の登録に関するあらゆる国際システムに参加していることから、Rospatent は、関心を有するイスラム世界諸国を支援し、これらの国々と知的財産分野での協力関係を発展させる用意がある」と述べ、Rospatent は、知的財産の発展や科学技術的な可能性の実現を含め、イスラム世界諸国との関係が一層発展し、強化されることを期待していると付け加えた。

Yuri Zubov 長官、中国国家知識産権局と二者会談を実施

露中ハイレベル協議開催中の 2023 年 5 月 24 日、北京で Rospatent の Yuri Zubov 長官と中国国家知識産権局 (CNIPA) の 申長 両局長との会談が行われた。

Zubov 長官は、「首脳会談において、両国は幅広い分野における戦略的パートナーシップの用意があることを再確認した。特許庁の業務は両国政府から注目されている。これは、ハイレベル公式文書調印式に盛り込まれた、特許審査ハイウェイ (PPH) プログラムの延長に関する両国の共同声明からも明らかである。我々は、市場参入を促進し、権利者の正当な利益を保護するための条件を共同で作ることが重要であると考えている」と述べた。

両庁の長官は、出願審査、特許紛争の行政的解決、知的財産の商用化、技術移転、担保知的財産に対する融資などの分野における経験の共有を一層進めることで合意した。

二国間協力の強化、BRICS と WIPO における共同業務は、各国の知的財産制度の発展に寄与し、市場の投資魅力を向上させ、イノベーションを通じた経済成長を促進させる。

Rospatent・CNIPA、PPH プログラムを延長

2023 年 5 月 24 日、露中間の交渉の結果、Rospatent と CNIPA との間の PPH パイロットプログラムの延長に関する共同同意図表明文書を含む文書一式が北京で署名された。Rospatent を代表して Yuri Zubov 長官が署名し、中国側からは CNIPA の 申長 両局長が署名した。

署名文書は、2023 年 7 月 1 日から無期限で両機関間の PPH プログラムを設立するものである。

Zubov 長官は、「本プログラムは、両国の出願人にとって大きな価値がある。審査の質を損なうことなく発明特許の付与手続きを迅速化し、同時に権利者側のコストを削減することができるからだ。本プログラムの延長は、両国の技術市場に対する持続可能な相互利益があることの証左である」と述べた。

政府、2030 年までの技術開発コンセプトを承認 (2023 年 5 月 20 日政府命令第 1315-p 号)

技術主権の実現、イノベーション志向の経済成長への移行、生産システムの持続可能な発展の技術的支援は、2030 年までの技術開発コンセプトに掲げられている目標である。同コンセプトの承認に関する命令は、Mikhail Mishustin 政府議長によって署名された。

同文書によれば、ロシアは 2020 年代の終わりまでに、重要で横断的な技術に関する独自の科学的・人的・技術的基盤を持つ必要がある。ロシアは快適な規制環境の中で働く企業や起業家による高強度のイノベーション活動のための条件を整備することが想定されている。さらに、2030 年までに、半導体などのマイクロエレクトロニクス、高精度の工作機械やロボット、航空宇宙技術、ドローン、医薬品や医療機器、通信機器、ソフトウェアなどのハイテク製品の生産を確保する必要がある。同時に、当該製品の総消費量に占める国産品の割合を少なくとも 75%にする必要がある。

各コンセプト目標には、その達成度を測る指標がある。したがって、技術主権を確保するためには、研究開発に対する国内支出を少なくとも 45%増額する必要がある。イノベーション志向の経済成長への移行のためには、産業およびその他の分野におけるイノベーション活動の水準を 2.3 倍高め、そのための支出を 1.5 倍増額する必要がある。また、2030 年までに、革新的な商品、作品、サービスの

量を 1.9 倍、特許出願件数を 2.4 倍増やす必要がある。生産システムの持続可能な機能と発展のためには、技術革新を活用する製造企業の数も 1.6 倍増やす必要がある。

地理的要素を含む商標の法的保護のアプローチが変更される (2022 年 5 月 28 日連邦法第 143-Φ3 号)

2023 年 5 月 29 日、民法第 4 編を改正する法律による民法改正が施行された。

施行された改正は、商品の地理的表示または原産地呼称を組み込み、複製し、または模倣する商標の保護について新たなアプローチを定めるものである。まず、商品の地理的表示および原産地呼称が登録されている商品と同種の商品については、商品の地理的表示および原産地呼称の権利者の名義で、当該商標の登録（対応する「地理的」要素のディスクレームを伴う）が可能となる。本条件の遵守状況は審査で確認される。

第 2 に、同質でない商品については、当該商標の使用が商品の地理的表示または原産地呼称と消費者に関連づけられることがなく、かつ当該商品の地理的表示または原産地呼称の権利者の正当な利益を侵害しない場合には、何人の名義においても登録が可能である。本条件の遵守状況は商標出願の審査では確認されないが、違反があった場合、登録後 5 年以内であれば、行政手続きに基づいて当該標章の登録に異議を申し立てる根拠となり得る。

本改正はまた、「地理的」要素を含む商標の排他的権利の放棄を登録するための条件も明確化している。第一に、譲渡登録の際、商品の生産地について虚偽の表示がないことを確認しなければならない。第二に、商品の地理的表示または原産地呼称を組み込み、複製した、または模倣した商標の譲渡および使用許諾は、当該商品の地理的表示または原産地

呼称を使用する権利を有する者の利益になる形でのみ認められる。

政府および経済発展省は、商標登録および知的財産の放棄の登録に関する規制文書に、対応する改正を行った（詳細は政府による法令および省令を参照されたい）。

職務発明報奨金支給規則が改正 (2023 年 5 月 25 日政府決定第 812 号および 2023 年 6 月 2 日政府決定第 921 号)

職務発明、実用新案および工業的意匠の報奨金支給規則の第 1 改正が 2023 年 5 月 26 日に、第 2 改正が 2023 年 6 月 3 日にそれぞれ施行された。

第一に、同規則に複数の者が従業者発明等を創作した場合の報奨金支給手続きに関する規定が補足された。これらの改正は、2023 年 3 月 24 日憲法裁判所判決第 10-II 号（上記 3 月を参照されたい）第 3 項に従って行われた。

同規則に、従業者発明等が複数の従業者の共同創作労働によって創作された場合、当該創作に対する報奨金は、各従業者の創作的貢献の大きさに応じて支給されるという規定が補足された。従業者の創作的貢献の大きさは、従業者間の合意によって決定されるものとし、合意がない場合は、有効な判決によって別段の定めがない限り、全従業者の創作的貢献は同等とみなされるものとする。

共同発明者等が創作的貢献の大きさについて合意を締結した場合、そのいずれかの者は、合意の締結日から 5 日以内にその写しを使用者に提出することで、その旨を書面により使用者に通知しなければならない。

第二に、政府は、使用者が科学機関または高等教育機関であって、国または地方自治体の機関である場合、使用者が使用許諾契約または譲渡契約を締結したときに従業者に支給される報奨金として、当該契約に規定された

使用者の報奨金の 50%を支給するものとする（その他の使用者にあっては、使用者が使用許諾の発行により受ける報酬の 10%および譲渡報酬の 15%を発明者に支給する義務がある）旨規定した。

6月

政府、並行輸入の合法化に関する規則を明確化（2023年6月28日政府決議第1057号）

政府は、2022年3月29日政府決定第506号「商品に表示された知的活動の成果および当該商品に表示された個別化手段に対する排他的権利の保護に関する民法の特定の規定が適用できない商品（群）の一覧について」の第1項を改正した。

改正に伴い、民法第1252条、第1254条、第1286条の1第5項、第1301条、第1311条、第1406条の1、第1446条第1号、第1472条、第1515条、第1537条の規定は、産業貿易省が承認した一覧に掲載された商品には適用されない。ただし、当該商品（群）が権利者（特許権者）によって、またその同意を得てロシア連邦国外で商品化される場合に限る。改正前は、民法第1359条第6号および第1487条は適用されないと規定されていた。

政府、知的財産面のビジネス環境変革のためのロードマップを調整（2023年6月29日政府命令第1739-p号）

政府は、個人が当事者となる知的財産権紛争を商事裁判所の管轄下に置くため、手続法を改正する必要があると考えている。

政府はまた、第三者が工業的意匠・特許出願に対する異議申立てを Rospatent に行う可能性を確立するため、民法改正に着手することを提案している。

商標権者の範囲の拡大ならびにコンピュータプログラムおよびデータベースに関する

排他的権利の質権登録の義務化（2022年6月28日連邦法第193-Φ3号）

2023年6月29日、2022年6月28日民法第4編を改正する連邦法第193-Φ3号による民法改正が施行された。

本改正により、商標権者の範囲が拡大され、個人事業主でない個人による商標登録に対する規制が撤廃された。これにより、あらゆる個人・団体による商標登録が可能となった。同法はまた、個人事業主の地位の抹消は、商標登録を抹消する根拠とならなくなった旨規定されている。相続人は、商標を相続するために個人事業主の地位を有する必要はない。

さらに、すでに規定されている、対応する国家登録簿に掲載されているコンピュータプログラムおよびデータベースの譲渡および使用許諾の登録義務に加え、民法第1262条第5項の改正により、当該コンピュータプログラムおよびデータベースに対する排他的権利の質権の登録義務も規定された。

政府および経済発展省は、商標登録および知的財産の放棄の登録に関する規制文書に、対応する改正を行った。

排他的権利の侵害に対する罰則に関する民法第4編の規定の改正（2023年4月28日法律案第348960-8号）

Valentina Matvienko 連邦院議長、Liliya Gumerova 連邦院議員、Andrey Klishas 連邦院議員、Pavel Krashennikov 国家院議員は、知的活動の成果および個別化手段に対する排他的権利の侵害に対する補償金の支払いに関する民法改正案（第348960-8号）を提出した。

民法第4編の改正に関する連邦法案の目的は、民法の規定の合憲性を確認する訴訟に関する2016年および2020年の憲法裁判所の

判決を履行することであり、民法第 1252 条および第 1515 条の改正ならびに第 1252 条¹（補償金）の新規追加を規定している。

本法律案は、排他的権利の侵害に対する罰則として補償金を維持することを提案しているが、同時に、補償金の徴収手続きおよび算定方法を改正し、この種の法的責任が発生する条件および侵害者・被害者にとっての多重侵害の結果について改正することを提案している。

6 月 27 日、同法案は国家院の第一読会で採択された。

権利者自身による、またはその管理下にある商標の不使用により、商標の排他的権利が保護されない可能性(事件番号第 A11-417/2019 号に関する最高裁判所経済紛争合議部判決第 301-㊄C23-2808 号 (2023 年 6 月 30 日))

個人事業主 *Ibatullin* 氏は、Planeta 有限会社に対し、同氏が所有する商標第 299509 号「PLANETA」の排他的権利の保護を求める訴訟を提起した。*Ibatullin* 氏は、Planeta 社に対し、同標章に類似する称呼の使用禁止と、60 万ルーブルの損害賠償を求めた。

第一審は請求を棄却した。控訴裁判所は、破毀院（知的財産権裁判所）の支持を受け、第一審の判決を覆して請求を一部認容し、Planeta 社から 10 万ルーブルの賠償金を回収した。

最高裁判所経済紛争合議部は、Planeta 社による上告を検討した結果、控訴裁判所および知的財産権裁判所の判決を破棄し、請求を棄却した第一審判決を支持した。

その際、最高裁判所合議部は、2019 年 4 月 23 日最高裁判所総会判決第 10 号第 162 項に従い、商標と係争中の称呼との混同の可能性を評価する際、裁判所は、関連する証拠がある場合、原告と被告の称呼の類似性および商

品・役務の同質性の双方を評価するとともに、当該商標が権利者によって特定の商品・役務に関連して使用されているか否かを含むその他の事情を考慮すべきであることを想起した。後者に関連して、裁判所は原告側の権利濫用の問題を調査することができる。原告側の権利濫用の認定は、民法第 10 条第 2 項により、請求棄却の独立した理由となるためである。

本件では、同等の役務の提供中に消費者から見て称呼が混同されるおそれを示す証拠はなく、権利者自身および／またはその管理下における標章の使用に関する十分な証拠もない。一方、Planeta 社は、係争中のサービスマークを取得し使用する原告の行為に、事業活動において不当な利益を得ることを目的とした権利乱用の兆候があることを立証したため、請求を棄却した第一審の結論は適法かつ正当である。

司法鑑定の不適切な実施は、それに基づく判決の破棄事由となる可能性 (2023 年 6 月 13 日最高裁判所民事訴訟合議部判決第 4-KF23-7-K1 号)

K 氏と N 氏は、Polymer CJSC 社（以下「被告」）に対し、特許第 186869 号の実用新案「トラックダボ」の排他的権利を侵害されたとして訴訟を提起した。原告は、当該実用新案を使用して製造された製品の製造・販売を中止する義務を被告が負うよう要求した。

第一審判決は控訴裁判所および破毀院でも支持され、請求は棄却された。

最高裁判所民事訴訟合議部は、特許権者の上告を検討した結果、下級審の判決を破棄し、控訴裁判所による再審理のため差し戻した。

同時に、最高裁判所合議部は、本件を適切に解決するためには、裁判所が、被告が製造・販売している製品が実用新案の独立項に記載された当該実用新案の各特徴を利用して

いるか否かを判断する必要があると指摘した。

この問題を明確化するために、裁判所は、被告が製造しているダボの実物大サンプルの鑑定を実施し、鑑定人に提供するよう命じるべきだった。

しかし、控訴裁判所は 2021 年 11 月、鑑定を命ずるにあたり、裁判資料 3 巻を鑑定機関に送付したが、被告が製造しているダボの実物大サンプルを鑑定機関に同時に送付しなかった。鑑定機関は、鑑定人への質問を解決するための資料が不十分であると指摘し、被告が製造しているダボの実物大サンプルを提供し、鑑定期間を延長するよう 2 度にわたって要請した。その後、控訴裁判所は「プラスチック製ダボ」のサンプルを受領したが、そのサンプルを鑑定機関の代表者が受領したのは 2022 年 4 月であった。

しかし、2022 年 4 月に裁判所に提出された鑑定書から、被告が製造・販売しているダボの実物大サンプルは、司法鑑定の選任に関する裁判所の決定に従って、鑑定のために 3 個提出されており、裁判資料と同時、すなわち 2021 年 11 月に受領されたことが判明した。一方、この情報は特許・技術検査の選任に関する決定の内容とは合致せず、上記の事情と矛盾する。

また、当該鑑定書及び添付資料には、鑑定機関の長が同鑑定書に署名した専門家に対し鑑定の実施を指示した事実や、当該専門家が鑑定機関の職員に対し、提出された資料が不十分であることについて鑑定を選任した裁判所に通知し、被告が製造しているダボの実物大サンプルの提供を要請するよう指示した事実が記載されていない。また、裁判所が被告に対し、被告が製造したダボの実物大サンプルの提出を求めたという証拠も、本件の資料にはない。

このような状況下では、民事訴訟法の規定に違反して得られた鑑定書を控訴裁判所の結論の根拠とすることはできない。

7 月

BRICS 知的財産権長官、スイス・ジュネーブで非公式会合を開催

2023 年 7 月 7 日、ジュネーブ（スイス）で開催中の世界知的所有権機関（WIPO）第 64 回一般総会に合わせて開催された BRICS 知的財産権長官非公式会合に、Rospatent の Yuri Zubov 長官が参加した。南アフリカ企業・知的財産委員会（CIPC）の Rory Voller 長官が会議の議長を務めた。

CNIPA の申長雨局長、ブラジル国立工業所有権機関（INPI）の Júlio Moreira 所長、インド特許意匠商標総局（CGPDTM）の Unnat P. Pandit 長官も会合に参加した。

参加者は、一般的な声明を発表し、BRICS 知的財産庁協力ロードマップに明記された作業分野の進捗状況について情報交換を行った。Yuri Zubov 長官は発言の中で、WIPO の非政治的地位を維持するための共同作業の重要性を強調した。さらに、Zubov 長官は、3D およびブロックチェーン標準の策定に関連する WIPO 標準委員会の成果を活用し、BRICS 内の業務を推進することを提案した。

会議の重要議題として、WIPO における BRICS 諸国の立場の調整が取り上げられた。参加者は、2023 年 7 月 6 日の WIPO 一般総会開会にあたり発表された BRICS 共同声明の準備において Rospatent が果たした役割を高く評価した。

特に共同声明では、BRICS が WIPO やその意思決定機関、交渉機関における建設的な取り組みに注力していることを強調し、あらゆる人の利益のためにイノベーションと創造性を可能にするバランスのとれた効果的な

国際知的財産エコシステムを構築するための同機関の取り組みを歓迎している。BRICS 諸国としては、こうした取り組みに大きく貢献する用意があり、知的財産関連問題に関する多国間対話を建設的な方法で発展させることが非常に重要であり、BRICS フォーマットはこの実践の優れた例を示していると考えている。

会合では、BRICS 協力ロードマッププロジェクトの進捗状況、将来の情報伝達メカニズム、第15回 BRICS 知的財産権長官会合の準備作業などの問題について議論し、意見の一致をみた。

産業貿易省、並行輸入を許可する新たな商品一覧を承認

[2023年7月21日産業貿易省令第2701号](#)は、権利者の同意がない輸入について知的財産権侵害の法的責任を定める民法の規定が適用されない商品の新しい一覧を承認した。ただし、当該商品が権利者によって、またはその同意を得てロシア連邦の領域外で商品化される場合に限られる。

同省令は2023年11月4日に発効した。

8月

ロシア、原産地名称および地理的表示の国際登録に関するリスボン制度に加盟

8月11日、原産地名称及び地理的表示に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定がロシアに関して発効した。

2023年8月11日以降、Rospatent は、WIPO への商品の地理的表示および原産地名称の国際登録に関するロシアの権利者からの出願を受理し、ロシアでの保護が申請された国際登録の審査を行うことができる。

同時に、国際登録におけるロシア連邦の表示には 10,800 ルーブルの個別手数料が、保護

付与には 16,000 ルーブルの管理手数料が課される。

9月

高等教育機関 6 機関と研究機関 1 機関、Rospatent から認定を受ける

9月、パイプライン輸送研究所（NII トランスネフチ、モスクワ）が、科学機関としては初めて、予備的情報調査および発明・実用新案出願の特許性の予備評価を行う権利について、Rospatent から認定を受けた。

現在までに、教育機関 6 機関と科学機関 1 機関が Rospatent から調査および審査の認定を受けている。

Rospatent、特許特許動向について発表

2023年、ロシアの出願人による発明出願件数は増加傾向にある。2023年1月～8月にかけて、ロシアの出願人による特許出願件数は 12,696 件と、前年同期比（11,872 件）で 6.9% 増加した。2023年の実績ベースでは、同年中の特許出願の増加は約 7% と予想される。

政府、Rospatent における知的財産権保護のために当事者が負担した費用の補償に関する法律案(2023年6月28日法律案第390361-8号)を国家院に提出

憲法裁判所の命令（2023年1月10日判決第10-II号）に従い、政府は国家議会に法律案（第390361-8号）を提出した。同法律案では、Rospatent における権利保護費用（異議申立ての審査中に発生した費用）は、Rospatent が有利となるような決定を下した紛争当事者が、相手方の紛争当事者から補償を受ける旨を規定している。当該費用は、特許料およびその他の費用、鑑定人、専門家、翻訳者に支払う金銭を含む費用、弁理士、弁護士、その他の法的支援を提供する者（代理人）のサービスに対する合理的な支払い費用、ならび

に紛争の検討に関連して発生したその他の費用からなる。

2023年9月20日、同法案は国家院の第一読会で採択された。

FIPS 専門家、キルギス特許庁の専門家と特許情報調査の経験を共有

2023年9月19日、Rospatent とキルギス共和国内閣国家知的財産イノベーション局 (Kyrgyzpatent) の専門家協議が、2023年のRospatent と Kyrgyzpatent の協力に関する行動計画の枠組みにおいて、「特許情報調査」をテーマに開催された。

協議では、FIPS の専門家が請求された発明が実体審査において特許性の基準を満たすか否かを判断するための情報調査実施のアプローチ、WIPO が公表している非特許文献の情報源、化学・薬学分野における情報調査の特殊性、情報検索データベース Patsearch、Espacenet、Patentscope における調査の実施について、具体的な事例を交えつつ説明した。

第 27 回 Rospatent 国際科学・実践会議「知的財産時代」、9月29日にモスクワで開幕

全体会合の主要テーマは、技術主権の時代における知的財産の役割であった。全体会合の冒頭、Rospatent の Yuri Zubov 長官は、2030年までのロシアの技術開発コンセプトが重要な指標を設定していることを指摘し、技術依存度を下げ、2030年までにロシアの出願人による特許出願件数を2.5倍増やすと述べた。

Zubov 長官は、「知的財産は、技術開発のツールであるだけでなく、国家が実装するソリューションの有効性を示す指標にもなると考えている。これは経済のあらゆる部門に当てはまる。過去数年、国家が企業に対し迅速な支援策を講じてきたおかげで、ロシアの出願人のイノベーション活動は安定成長の段

階に入った。2023年、このダイナミクスは維持されている。この8カ月間、ロシアの発明出願件数は2022年の同時期と比べて7%増加した」と強調した。

Zubov 長官は、重要分野での特許出願件数の増加を指摘した。それぞれ医学で8%、有機化学で16%、外科で49%、医薬品で32%、機器診断で2倍、さく井で29%である。エンジン製造、道路・建築、ケーブル製造の実用新案登録出願件数が増加した。

ロシアブランドのダイナミックな発展が注目された。ロシアのソフトウェア、家庭用化学製品、化粧品、香水メーカーは、外国企業が撤退した後、チャンスの窓を活用し、市場のニッチを占めている。この8カ月間、Rospatent には7万5,000件の商標登録出願があり、これは昨年より35%多い。

Maxim Kolesnikov 経済発展副大臣は、「この6カ月間の知的財産への投資は14%増加し、5,630億ルーブルに達した。これは前年同期比で770億ルーブル多い」と指摘した。2022年、知的財産への投資は1兆3,000億ルーブルを超えた。営利企業の無形資産の量は1.5倍増加し、14.9兆ルーブルとなった。

出願件数 (2022 年)	
• 発明	26,924
-ロシアの出願人による出願	18,970
-外国の出願人による出願	7,954
• 実用新案	8,521
-ロシアの出願人による出願	8,368
-外国の出願人による出願	153
• 工業的意匠	6,898
-ロシアの出願人による出願	4,233
-外国の出願人による出願	2,665
• 商標	112,041
-ロシアの出願人による出願	90,033
-外国の出願人による出願	22,008

特許付与件数／商標登録件数 (2022 年)	
• 発明	23,315
-ロシアの出願人による出願	15,307
-外国の出願人による出願	8,008
• 実用新案	7,178
-ロシアの出願人による出願	7,025
-外国の出願人による出願	153
• 工業的意匠	5,585
-ロシアの出願人による出願	3,632
-外国の出願人による出願	1,953
• 商標	81,137
-ロシアの出願人による出願	60,011
-外国の出願人による出願	21,126

第 2 章

第 2 章では上記の出来事から選択されたトピック、又は知財法及び外国企業による保護活動に関する注目に値する動向の綿密な分析又は説明を行う。

2023 年 4 月 24 日、ロシア連邦議会連邦院、連邦院議長直属の知的財産評議会（以下「評議会」）の会合を開催

連邦議会連邦院議長直属の知的財産評議会（以下「評議会」）は、連邦議会連邦院議長直属の専門家・諮問機関である。評議会の主な任務は以下のとおりである。

- 1) 知的財産分野における国家政策の策定・実現に関する問題の研究
- 2) 知的財産分野における法執行の監視
- 3) 知的財産分野における国家政策の策定・実現に関する勧告の作成
- 4) 知的財産分野におけるロシア連邦の法律の改善に関する提案の作成

評議会によって採択された決定は非規制的なものである。

Valentina Matvienko 連邦院議長は、「知的財産主題の権利保護に関する時事的な問題」を議題とする会合を開催した。

議長は、評議会が知的財産権分野における国家政策を議論する中心的なプラットフォームであると述べた。議長によれば、立法を含む多くの決定は、成功裏に実務に応用されているが、本評議会の枠組みの中で具体的に開始されたものであるという。

連邦院議長は、地理的表示に関する法律（2019 年 7 月 26 日連邦法第 230-Φ3 号）の採択を大きな成功と考えている。「ロシアでは 260 を超える地域ブランドが登録されている。これは、この仕組みが実際に求められ

ており、地方の現地生産者を支援する新たな機会を生み出しているということである」。

連邦院議長は、ロシア政府との共同の取り組みは、知的財産権の保護を含む知的財産制度の強化を目的としている旨強調した。

連邦院議長によれば、非友好的な国々がロシアに対して本当の経済戦争を宣言している新たな現実において、知的財産制度を適切に利用すれば、技術主権の段階的な実現を保証することができる。「我々は国際的な義務に違反するようなことはしない」。

連邦院議長は、知的財産に対する海賊の態度を防止し、ロシアの生産者に国内技術への転換を促すよう呼びかけた。「発明活動、創造性、合理化は、我が国、我が国民を常に際立たせてきたものである。知的財産制度は、このような強みや大きな可能性を制限するものではなく、それらを解き放ち、真の経済成長へと転換させるためのものである」。

連邦院議長は、例えば、映画やソフトウェアの場合、並行輸入モデルの活用を提案した。

連邦院議長によれば、商標、地理的表示、その他の個別化手段は特別な注意を払うに値する。「市場から撤退した外国ブランドの真似をする必要はない。我々は、分かりやすいロシア語の名称を普及させながら、自国のナショナル・ブランドを発展させることに集中すべきだ」。

連邦院議長は、「近年獲得した法的基盤と能力は、国内経済、我々独自の技術、新たなロシアブランドの開発を目的とした最も効果的なアプローチを見つけるのに役立つだろう。今日、我が国にはそのためのあらゆる機会がある」と強調した。

Andrey Belousov 政府第 1 副議長は、科学技術プログラムを優先し、革新的・産業プロジェクトへの支援策を集中させることの重要性

を指摘した。同時に、自国の開発ラインに対する支援策を強化する必要があると述べた。

政府第1副議長は、技術政策実施のための新しい組織形態、すなわち研究コンソーシアムや技術持株会社の創設と発展を呼びかけた。特に「科学的研究コンソーシアム」という概念を法令に明記することが必要との見解を示した。

政府第1副議長によれば、実験的設計とパイロット生産のためのインフラ整備の迅速化を確実にする必要がある。さらに、制度的規制による制限の撤廃を確実にし、知的活動の成果に対する権利の市場流動性を増大させるためのツールを作成し、また、担保知的財産に対して融資する機関を創設する必要がある。

政府第1副議長は、知的活動の成果を商用化するための税制優遇措置を強化し、知的財産主題の回転率を加速することも必要だと考えている。「今日、知的財産は、技術主権の確保という他の課題と切り離して見なすことはできない」。

知的財産裁判所の *Lyudmila Novosyolova* 所長は、この分野の紛争件数は増加の一方であると述べた。*Novosyolova* 所長の見解では、このことは、市民が知的財産保護制度を信頼していることを裏付けである。

同会議には、Rospatent の *Yuri Zubov* 長官、モルドヴィア共和国の *Artem Zdunov* 首長、知的財産裁判所の *Lyudmila Novosyolova* 所長、ロシア大統領付属ロシア起業家権利保護全権代表の著作権・特許法・知的財産オンブズマンの *Alexey Ryabinin* 氏、ロシア産業家起業家連盟の *Alexander Shokhin* 会長、ロシアの連邦院議員、連邦政府当局の代表者、最大の国営企業の代表者、科学者・専門家コミュニティが出席した。

会合での提案の議論に続き、評議会は以下の決定を採択した。

1. 連邦議会国家院に対し、以下を勧告する。
ロシア連邦民法第4編の改正に関する連邦法案第348960-8号（排他的権利の侵害に対する罰則に関する民法第4編の規定：詳細は、上記第1章の6月を参照）の審議を迅速化する。

2. 政府に対し、連邦議会連邦院とともに以下の問題を解決するよう勧告する。

- 民法を改正し、権利者が不明な著作権および著作隣接権の主題の使用手続きを確立する件（2023年7月27日法律案第411043-8号は、*Valentina Matvienko* 氏ほか多数の連邦院議員および *Pavel Krashenninikov* 国家院議員によってすでに国家院に提出されている）。

- 民事訴訟法および商事訴訟法を改正し、知的財産権紛争、経済紛争および財産請求権を商事裁判所の管轄下に置くことに関する件。

- 民法および民事訴訟法を改正し、著作権および著作隣接権の主題について任意登録制度を導入する件。同制度に構成的性質はないが、知的権利保護のための追加的措置を適用する権利、特に民事訴訟法第144条¹に基づく訴訟前救済を申請する権利を生じさせるものである。

- 科学機関および高等教育機関によって創造された知的活動の成果に対する権利の管理の詳細を修正するためロシア連邦の法律を改正する件。

3. 政府に対し、以下を勧告する。

- 人工知能技術を活用して創造された知的活動の成果に表示を付す可能性を検討する。

- 司法特許・技術鑑定は、国が運営する司法鑑定機関または国の認定を受けた機関でのみ実施する問題を検討する。

- 技術的ソリューションの「同等の特徴」という概念を特許法制に明記する問題を検討する。

4. 連邦知的財産庁に対し、以下を勧告する。
 国家情報システム「個別化手段の審査に関する知的システム」に含まれるデータへの外部ユーザーからのアクセス供与を加速する。

現状におけるエンフォースメントの状況

過去1年半の間、ロシアにおけるエンフォースメントに関して、多くの誤情報がメディアで流れた。2件（特許使用料「0」事件とペッパピッグ事件）のみ誤報とされ、後に訂正された。これらの事件の判決は、合理的な根拠もなく、メディアによってロシアのあらゆる知的財産に当てはまるものと拡大解釈された。実際には、知的財産の登録、使用、エンフォースメントにおけるロシア当局の方針に変化はなかった。多くの事件がこの主張を裏付けている。

以下は、外国の知的財産所有者の合法的な主張を変わず支持することを示すエンフォースメントの多くの例の1つである。事件番号第A56-33879/2021号この事件は2022年秋に始まり、3回の裁判を経た。2023年7月5日、知的財産裁判所が最終判決を言い渡した。

この裁判は、Hypertherm社（米国）がSteelcut社（ロシア）に対して提起したものである。原告は、以下の多数の特許に基づくノズルの販売申出、販売、その他の販売方法の禁止を求めている。すなわち、「ガス冷却付きプラズマアークバーナー用装置」の発明に関する特許第2649860号、「プラズマカッター用ノズル」に関する意匠特許第90899号、「保護シールド」に関する意匠特許第9159号である。原告はまた、すべての侵害品の破壊を要求し、各特許の侵害に対して100万ルーブルの賠償金を請求した。見てのとおり、請求内容は侵害のあらゆる側面に及んでいる。

原告は、インターネット・サイト「steelcutrus.ru」の存在を証明する情報によってその主張を裏付けた。原告は、「STEELCUT」ブランドで自社のノズルと保護シールドの販売申出や販売を行っていた。被告は原告とは一切関係がなく、特許権者の承認なしに特許品を販売していた。原告は市場の状況を監視した後、侵害者に対し停止通告書を送付、侵害の停止と補償金の支払いを要求した。しかし、侵害者は停止通告書を無視した。

被告は法廷に召喚された際、請求に同意しなかった。被告は、原告が提供した写真とは異なる商品を販売したと述べた。また、特許発明を使用したことにも認めなかった。また、原告が非友好的な国の居住者であることを理由に、原告による権利の濫用にも言及した。ある国が非友好的であることに侵害者が言及する事例はこれにとどまらないことに留意すべきである。しかし裁判所は、「非友好的」という国の特徴は知的財産権とは無関係であり、その「証拠」を却下すると主張していることに変わりはない。

裁判所は、重要な証拠を鑑定人による鑑定に付すよう命じた。保管された書類と鑑定人の報告書を検討した後、裁判所は結論を下した。その結果、原告が発明および意匠の唯一の特許権者であることが確認された（上記を参照されたい）。裁判所は、特許証において特許権者の名称の綴りが異なっているという被告の指摘を退けた。事実、特許権者の名称はキリル文字で音訳されており、確かに英語表記とは異なっていた。実際、被告は、勝ち目のない状況で勝訴しようとするにむすがるようとしていた。裁判所は、被告が侵害品を販売したと認定した。

裁判の過程で、原告は商品の試買を行い、その事実を公証人が認証していた。公証人の報告書によると、箱の中には侵害品のほかに、被告による販売の事実を裏付ける書類も入

っていた。包装と送り状には被告の商標「STEELCUT」のラベルが付されていた。被告は公証人の報告書に異議を唱えず、原告が提出した写真と公証人の報告書に記載された写真との間に相違があるとも主張しなかった。また、裁判手続きで議論されたものとは異なる可能性のある他の商品を示すこともできなかった。

裁判所は、供給者である被告が商品の実際の特徴を知らなかったはずがないと指摘した。したがって、被告は特許権者による特許品とは異なる商品を販売したと主張することで、故意に裁判所の判断を誤らせようとしたのである。

裁判所は鑑定書を検討した。2人の鑑定人が、特許第 2649860 号には 3 つの独立項が含まれ、3 つの発明からなる発明群を特徴付けるものであると述べた。鑑定人は審理中に尋問を受けた。鑑定人は、被告が販売する意匠における特徴の組み合わせは、情報を与えられた消費者に対し、特許の特徴と同じ印象を与えると認めた。被告は、鑑定人の能力を疑うことはできず、被告が販売する製品と特許製品との間に相違がないことを認めざるを得なかった。なお、鑑定書には、鑑定のために提出された製品の詳細な鑑定結果が盛り込まれており、約 50 ページにも及んでいる。

裁判所は結論を出すにあたり、原告のあらゆる主張を立証するために関連する民法の多くの規定を引用した。その結果、原告は特許製品の使用を他者に許可する権利も禁止する権利もすべて有していることを認定した。被告は、事業活動中に、3 つの特許権すべてについて特許権者の権利を侵害した。

裁判所は、特許権者が侵害を抑制し、侵害に対する補償を請求するために利用できる法律の規定を丹念に引用した。被告は、侵害製品の販売範囲に関する情報提供を拒否したため、裁判所の見解では、被告は否定的に評

価されていた。裁判所は、結論の中で、最高裁による多くの判決に言及することで、さらにその事実認定を裏付けた。

上記のとおり、原告は損害賠償の代わりに補償金を請求した。ロシア法では、このような選択肢も認められている。損害賠償を請求する場合、原告は損害額を証明しなければならない。多くの場合、原告がその金額を正確に算定することは困難であるため、法律では、補償金の請求には証明の必要がなく、単に請求することが認められている。さらに裁判所は、その裁量により補償金の全額を裁定し、あるいは減額する。裁判所は、損害賠償の立証ができなかったからといって、原告のように補償金を請求できないということにはならないと指摘した。その上、補償金額は侵害者にとって不利なものではなければならない。侵害者は、補償金を自らにとって重要でないものと見なすべきではない。

補償金額の算定について、最高裁は、検討の 1 つにおいてガイドラインを提示した (No.10)。裁判所は、事案に関連するすべての状況、侵害の期間、侵害者の有責性、特に侵害が 1 回きりであったか反復的であったか、知的財産権者の予想される損失、侵害者が侵害者の基本的活動に該当するか否か、その他の状況を考慮すべきである。上記の一連の要素を評価した後、裁判所は合理性と公正性に基づいて判決を下すべきである。

本件では、裁判所は被告を市場における原告の競合相手と認定した。被告は、自身のインターネット・サイトで原告の商標を違法に使用することによる体系的侵害を認めていることが判明した。これは被告が原告とその商品について知っていたということを意味する。被告は以前、別の事件で補償金を支払う義務を負ったが、これが将来の侵害防止には役立つことはなかった。被告は侵害が軽微であると主張したが、裁判所はその主張を退けた。

その結果、裁判所は、3つの特許すべてについて150万ルーブルの原告に対する補償金を裁定し、さらに政府手数料3万7,000ルーブル、鑑定書費用13万5,000ルーブルの支払いを命じた。

裁判所は事件の細部まで検討し、当事者の各主張に注意を払ったように思われるが、そうではなかった。被告は、必死になって裁判所の判決を覆そうと、判決を控訴した。被告は、第一審が審理した地域と同じ地域(サンクトペテルブルク)の控訴裁判所に訴状を提出した。

被告は訴状の中で、裁判所が証拠的意義を有する事情を検討しなかったと主張した。被告は訴状を裏付けるため、保管された書類は原告が係争中の特許製品について権利を有することを証明するものではないと主張した。また、鑑定書に記載された結論についても疑問を呈した。

原告は、判決を覆そうとする被告に対し、予想とおりに異議を申し立てた。

したがって控訴審は、第一審で審理対象となった内容をすべて見直さなければならなかった。控訴審は、前回の訴訟で議論された詳細を再度説明した。特許の所有権に関連する事実を原告に確認し、被告が提示した主張に注目した。その後、裁判所は、第一審が判決を下した根拠となった法律の規定について説明した。これは次のとおりである。

- 民法第1229条第1項によれば、知的活動の成果について排他的権利を有する者は、法に反しない限り、いかなる方法によっても、自身の裁量によりその成果を利用する権利を有する。知的活動の成果の使用を他者に許可し、または禁止することができる。禁止されていないからといって、許可が下りているということではない。他者は、所有者の許可なく知的財産を使用することはできない。

- 民法第1358条第1項は、特許権者が発明および工業的意匠を使用する排他的権利を有すると規定している。特許権者は、その知的財産を自身の裁量により放棄することができる。

- 民法第1358条第2項は、発明または工業的意匠が使用可能なあらゆる方法を網羅している。実際、被告の行為は完全にこの規定の範囲内にある。

- 民法第1358条第3項は、発明は、使用される製品が特許の独立項のすべての特徴を含む場合に使用されると認められ、工業的意匠は、情報を与えられた消費者に対し同じ印象を与える意匠または特徴の組み合わせのすべての本質的特徴を含む場合に使用されると規定している。

立証責任は被告にあり、被告は法律のあらゆる規定を遵守したことを証明すべきである。

被告は審理において、係争特許が原告のものではないことを証明する証拠を提出することができなかった。特許権者の名称の綴りが異なるという控訴人の指摘は、第一審では当然ながら却下された。

被告は公証人の報告書に疑問を呈そうとしたが、裁判所はすべての公証手続きが正しく行われたことを確認した。

同様に、被告は司法鑑定書を作成するために雇われた鑑定人の能力に疑義を呈したが、裁判所は鑑定書が完全で十分な根拠に基づいていることを確認した。

同じように、裁判所は、被告が提出した他のすべての主張に対しても論破した。

裁判所は、補償金の裁定の問題について議論し、第一審が補償金額を正しく決定したことを確認した。

最終的に、控訴裁判所は第一審の判決を支持した。

2つの裁判所で事件が徹底的に審理され、あらゆる詳細事項が検討され、適切な結論が出されたにもかかわらず、再度判決を不服とし、今回は知的財産裁判所に控訴した被告の理屈は理解しがたい。

知的財産裁判所は、商事訴訟法第 286 条に基づき、第一審および控訴審の事実認定が法律の規定および審理中に立証された事実と合致しているか否かを検証すると指摘した。控訴審である知的財産裁判所には、下級裁判所が立証した事実を再評価する権利はなく、また、事案の過去の審理中に裁判所に提出されなかった証拠を検討する権利もない。被告がそのような新証拠(原告サイトのスクリーンショットと商業登記簿抄本)を提出したため、知的財産裁判所は単に却下した。最終的に、知的財産裁判所は、前判決を修正する理由はないと判断し、前判決を支持した。

この事件は 2022 年秋に始まり、3 回の裁判を経た。2023 年 7 月 5 日、知的財産裁判所が最終判決を言い渡した。この事件の審理期間は 1 年未満であり、これはロシアの裁判所が知的財産侵害事件の審理においてあらゆる基準に照らしても十分迅速であることを示している。裁判所での紛争解決が迅速であることは、知的財産所有者にとって有利に働く。当該所有者は、職務上の関心外にある問題に脱線することなく、自身の事業に一層の注意を向けることができる。

知的財産裁判所の判決は最終的なものと思われるが、裁判制度上、当事者はさらに踏み込んで最高裁に上告することができる。本件の被告は予測困難であり、冷静に考えれば判決が変更される可能性は極めて低いものの、可能性は低いとはいえ、判決を不服として再度上訴する可能性がある。

(取りまとめ：ジェトロ・デュッセルドルフ事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、**Gorodissky & Partners** 法律事務所の協力を得て作成された。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。